

消費者安全調査委員会設立10年の検証の骨子(ポイント)

1. 設立時の「在り方検討会」の提言に沿った調査を実施

- ・様々な分野の事故を個別調査と傾向分析の両アプローチで調査
- ・「独立性」「公正性」「網羅性」「専門性」の確保
- ・警察による刑事捜査との相互協力(覚書を締結)
- ・被害者に向き合う調査(申出の受付、担当官による調査結果の情報提供)
- ・関係行政機関への意見具申

2. 設立後10年間の社会の変化

(1) 新たな事故の発生と多様化

- ・製品そのものやメンテナンスの欠陥に由来する事故
(例:エレベーター、ガス給湯器、太陽光発電システム)
- ・サービスの提供に伴う事故(例:毛染め、幼稚園プール)
- ・製品の利用上の事故とサービス事故の両方の側面をもつ事故
(例:子供の医薬品・玩具誤飲、水上設置遊具、学校事故等)

(2) デジタル化、グローバル化

- ・オンラインモールを介した取引による関係者の複層化
- ・安全性能が十分でない製品の無秩序な輸入

(3) 高齢化、SDGsの浸透

- ・高齢化による福祉関係の製品やサービスの増加
- ・SDGs等による誰一人取り残さない社会の実現の機運の高まり
- ・中古品やリビルド品(一部部品の換装品)の流通

(4) その他の変化

- ・加工や組合せなどカスタマイズを前提とした製品の増加

3. 今後予想される社会の変化

- ・デジタル化、グローバル化の更なる進展
- ・AIやドローン等新たな技術を使った製品・サービスの普及
- ・製品とサービスの複合化が更に進む
- ・配置や使用環境の多様化、関係者の複層化が加速

設立時の「在り方検討会」提言の基本的方向性は維持し機能強化

- ・新たな分野の事故調査も積極的に検討
- ・関係機関(国民生活センター等)との連携を強化
- ・委員会の情報発信力を更に強化
- ・現地調査のルール整備や専門人材の継続確保に取り組む
- ・導入したフォローアップの継続
- ・法的論点についても更に情報収集を行い検討

消費者を取り巻く社会変化への対応

(1) 事故情報の収集・共有体制の強化(海外・事業者含む)

- ・新たな事故の端緒を早期把握するため事故情報収集を強化
- ・諸外国における事故事例や当局の対応等の調査の強化

(2) 幅広い関係者への働き掛け

- ・調査で得られた知見(設置や配置等の利用状況含む)を事業者(製造・販売・施設運営)等関係者に共有・安全な社会を共創
- ・製品やサービスの製造者のみならず、販売者やその関係者(オンラインモール等)への働き掛けを強化

(3) 消費者の行動特性への配慮

- ・利用者としての消費者の行動特性(子供や高齢者等の要配慮者の特性を含む)を十分に想定した安全性からの検討

(4) デジタル化等新たな技術革新への対応

- ・今後顕在化する事故を予想して先行的に調査を開始